

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部都市計画課 No.014

処 分 名	屋外広告物許可の取消し
処 分 の 概 要	春日部市屋外広告物条例の規定による屋外広告物の許可を受けた者が、許可に付された条件に違反した場合、市長の許可を受けずに変更又は改造した場合又は虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたときには、その許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市屋外広告物条例（平成 26 年条例第 30 号）第 21 条
処 分 基 準	条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日設定（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市屋外広告物条例

(許可の期間及び条件)

第12条 市長は、第7条又は第8条第5項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第13条 第7条又は第8条第5項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可の取消し)

第21条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 第12条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第13条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第13条第1項の規定に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。